

令和4年3月

# 伊那市議会定例会議案書

(追加分)

令和4年3月10日

## 令和4年3月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

|        |                                                               |   |
|--------|---------------------------------------------------------------|---|
| 議案第48号 | 伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………                              | 3 |
| 議案第49号 | 伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付<br>職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例…………… | 5 |
| 議案第50号 | 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……                               | 7 |
| 議案第51号 | 令和3年度伊那市一般会計第13回補正予算について……………                                 | 9 |

伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 20 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 24 条を第 26 条とし、第 23 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 24 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 25 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

非常勤職員の育児休業等の取得要件について、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 57.5」に改める。

(伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 48 条第 1 項（同条第 2 項又は第 2 条の規定による改正後の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 3 項から第 5 項まで（伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）第 19 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 60 条第 1 項から第 4 項まで又は伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 30 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、

それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」いう。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 改正後の給与条例第48条第1項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年3月10日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第 8 条第 1 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 2 項の規定の適用については、同条第 2 項ただし書中「とする」とあるのは「と、伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年伊那市条例第 号）附則第 2 条第 1 号ア中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする」とする。

第 3 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第 8 条の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた特別職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

令和 3 年度伊那市一般会計第 1 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計第 1 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

伊那市長 白 鳥 孝